

第5次基本構想・後期基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

第5次基本構想・後期基本計画策定支援業務委託

(2) 事業の目的

本事業は、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする、第5次基本構想・後期基本計画の策定を確実にかつ効率的に遂行するため、策定全般の細部にわたるコンサルティング業務を委託することとし、受託事業者については、プロポーザル方式により選定します。

(3) 業務の内容

※別紙仕様書（案）のとおり

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 予算額（見積限度額）

22,091千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和6年度予算額 13,519千円（税込み）

令和7年度予算額 8,572千円（税込み）（債務負担行為）

※上限額を超えた提案は無効とします。

※本事業は、小金井市議会において、予算が議決されることを前提としています。予算が成立しなかったときは、本プロポーザルに係る契約締結を行わない場合があります。

- (6) 支払方法 部分払い 第1回 令和6年度分・・・令和7年4月支払い予定
第2回 令和7年度分・・・令和8年4月支払い予定
なお、支払額は各年度の予算の範囲内とします。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「第5次基本構想・後期基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、候補者及び次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の具体的な仕様内容について協議と調整を行います。この調整がまとまらない場合は、次点者に選定された者と調整を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者としてします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。又は現に登録がない者で、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。
- (7) 中心的な役割を果たす担当者（主任研究員等）が、過去5年間に類似業務の受託実績を持つこと。特に、本計画策定の参考となる事例の受託実績を持つこと。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和6年3月1日（金） ～ 令和6年3月15日（金）
2	参加希望申請書等の提出期限	令和6年3月15日（金）
3	質問書の提出期限	令和6年3月22日（金）
4	質問書に対する回答	令和6年3月29日（金）
5	企画提案書等の提出期限	令和6年4月8日（月）
6	第一次審査（書類審査）	令和6年4月17日（水）

7	第一次審査の結果通知発送	令和6年4月23日（火）
8	第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和6年5月8日（水） ～ 令和6年5月10日（金） ※上記のうちいずれか一日
9	第二次審査の結果通知発送	令和6年5月14日（火）
10	事業候補者の決定	令和6年5月20日（月）
11	契約締結（予定）	令和6年6月上旬

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

(1) 配布場所

「17 問合せ先」のとおり

※市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間 令和6年3月1日（金）から3月15日（金）まで

（「17 問合せ先」での配布は、土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く）

8 参加資格確認書類の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
任意様式	会社概要及び中心的な役割を果たす担当者（主任研究員等）の類似業務受託実績	1部

(2) 提出期限 令和6年3月15日（金）午後5時まで

（土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く）

(3) 提出方法 持参又は配達証明付き郵送サービス（当日午後5時必着）により提出して下さい。

(4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

(5) 資格要件の確認

第一次審査において、参加資格についても併せて審査することとします。

9 質疑と回答

(1) 提出書類 質問書（様式2）

(2) 提出期限 令和6年3月22日（金）午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール。なお、電子メール送信後「17 問合せ先」に電話で着信確認をお願いします。通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとします。

(4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

(5) 質問回答 令和6年3月29日(金)

※回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、電子メールにて全社宛てに一括して回答します(個別回答は行いません。)

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書	A4縦14ページ以内(表紙及び目次は除き、両面印刷で7枚以内)	8部(記名2部、無記名6部)
任意様式	見積書(税抜及び税込) 内訳書	A4縦(実施項目ごとに各年度の積算内訳を記載)	8部(記名2部、無記名6部)

※企画提案書等は上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易なA4ファイルで提出して下さい。

なお、無記名分においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、副本として整えて下さい。

(2) 提出期限 令和6年4月8日(月)午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール、持参又は配達証明付き郵送サービス(当日午後5時必着)。なお電子メールの場合は、送信後「17 問合せ先」に電話で着信確認をすること。通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

(4) 提出先 「17 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 業務の視点について
- (2) 業務の実施方法について
- (3) 業務フロー及び業務遂行スケジュール
- (4) 仕様書に基づく提案者の業務手法及び優位性
- (5) 業務実施体制
- (6) 業務責任者、中心的な役割を果たす主たる担当者(主任研究員等)及び担当者
ア 担当業務
イ 経験年数・経歴(業務実績、研究実績、著作等を含む。)
- (7) 基本構想・基本計画等策定業務に係る受託実績
- (8) 東京都内及び近隣県における類似業務(地方版総合戦略等)の受託実績

12 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、提案内容について「選定審査基準」に基づき、第一

次審査及び第二次審査を行い、総得点で第1位の者を候補者として選定します。また、第2位の者を次点者として併せて選定します。なお、第1位もしくは第2位の得点が2人以上で同点だった場合は、審査委員会により別途協議し、候補者もしくは次点者を選定します。

(1) 審査基準 別紙「審査基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が3者以下であった場合であっても、参加資格及び得点が著しく低い審査項目がある場合は、第一次審査において不合格とし、第一次審査を通過した事業者のみ、第二次審査を実施するものとします。

(3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

② 審査は、非公開とします。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア 一人につき準備5分、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分程度とします。

イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行っていただきます。

ウ 出席者は、3人以内とし、実際の業務において中心的な役割を果たす担当者（主任研究員等）となる者は必ず参加して下さい。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡して下さい。

オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するプロジェクターの使用を可とします。ただし、パソコン等の機器は持参して下さい。

13 審査結果

(1) 第一次審査の結果は、令和6年4月23日（火）に、企画提案書等を提出した全者に郵便で発送します。その際、選考された者については、別途第二次審査の日程（令和6年5月8日（水）～10日（金）のうちいずれか1日）及び開催場所をお知らせします。

(2) 第二次審査の結果は、令和6年5月14日（火）に、第二次審査に参加した全者に郵便で発送します。

- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 事業候補者決定後の契約締結について

審査委員会が市長に審査結果を報告し、市長が候補者として決定した後、調整を経て、契約手続き（随意契約）を行います。

本事業は、小金井市議会において、予算が議決されることを前提としているため、予算が不成立のときは、本事業に係る契約を行わない場合があります。

15 参考資料

- (1) 第5次小金井市基本構想・前期基本計画（市ホームページ）
- (2) 平成30年度小金井市市民意向調査報告書（市ホームページ）
- (3) こがねいデータブック2018（市ホームページ）
- (4) 小金井市長期総合計画策定方針（市ホームページ）
- (5) 小金井市人口ビジョン及び小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市ホームページ）
- (6) 令和5年度行政評価結果（市ホームページ）
- (7) 市勢要覧（貸与）

※貸与資料を希望する場合は、「17 問合せ先」にてお渡しします。また、提案書提出時に返却してください。

16 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該提出資料を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 提出資料は、返却しません。
 - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提出資料の内容を無償で使用できるものとします。提出資料は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することができます。
 - ④ 提出資料は小金井市情報公開条例に基づく公開対象ですが、候補者決定前に、参加者数、参加者名その他の参加者に関する情報については公開、提供しない

こととします。

- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出して下さい。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合もしくは仕様書の調整がまとまらない場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加して下さい。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

17 問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

担当者：小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

電話：042-387-9800（直通）

E-mail：s010199@koganei-shi.jp

URL：http://www.city.koganei.lg.jp/